

科目名	受験者記入票番号
H30 商法	

設問1

1 AのDの甲社に対する請求は、会社法(以下法令名省略。)433条1項に基づく帳簿閲覧請求である。そこで同項の要件を充足するか検討する。

5 (1) 請求権者は「株主の議決権、百分の三以上の議決権を有する株主又は発行済株式の百分の三以上の数本の株式を有する株主」(433条1項)である。Dは甲社の発行済株式の総数1000株のうち五分の一に相当する200株を有する。よって、請求権者となることとなる。

10 (2) 請求に際して、請求の理由を明らかにしなければならない(433条1項柱書後段)。この趣旨は、拒絶事由(同条2項)該当性及び閲覧する範囲を会社が判断できるようにするためであるから、それを可能な限り程度に具体的な理由が要求されると解する。

15 Dは請求の理由として、Aが仕入先カゴリベートを受け取り、という疑いがあるため、Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するという目的を挙げ、必要は閲覧の範囲として、直近3期分の総勘定元帳及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分を指示していること
20 から、目的及び範囲が具体的に明らかとなっている。よって請求の理由が認められる。

2 上述のように、Dの閲覧請求は該要件を充足する。

そこで、433条2項の各号の拒絶事由に該当することとを甲社

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

科目名	受験者記入票番号

が主張することになる。

(1) 1号について。

1号は、「当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外、目的で請求を行ったときは拒絶できる」と規定する。そこで、甲社は、DがAに対してD保有の甲社の株式を買収しようとするために、同請求権を行使しているため、同号に該当すると主張する。

これについて、DはCからAの個人情報を入手し、リポートを取り、この嫌疑のある中、閲覧請求を行っている。もっとも、DはAに対して、自分は甲社に興味を失っており、リポートについてもどうもよくと述べている。と、DはAに対し株式の買収を求め、拒否したとしても、閲覧請求を行使した上で再度株式の買収を求めていることから、いかにAに買収の圧力をかける手段として閲覧請求権を行使しているといえる。

以上より、Dがリポートの調査以外の目的で請求を行っているといえるので、433条2項1号の拒絶事由に該当する。よって甲社側の請求を拒める。

設問2(1)

1 Cは、甲社がGの両銀行に好む借入金債務800万円を連帯保証した行為が120条1項に反するとして、事件

決議1の決議方法の法令違反を理由に決議取消の訴え(8

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

科目名	受験者記入票番号

31条1項(号)を提起することとが考えらる。

111 120条1項違反の有無

同条は会社が何人に対しても、株主の権利の行使に
関し、財産上利益の供与をしてはならない旨規定
する。同条の趣旨は、会社の無駄な支出の防止にある。

本件では、甲社は、GがDから株式を買収するための
資金としてGが両銀行から借り入れる800万円~~に~~
ついて連帯保証し、また、その際にGが保証金の支払
を受け~~て~~ない。これは、~~Dが~~Cを取締役から解任する決
議において反対することを恐れたAが、そのDの議決権行
使を妨^るるためにGをしてDの保有する株式を買取
らせることを画策したものである。そうであれば、甲社は、
Dの株主としての権利行使に因り、Gに対して連帯保証
としての利益供与を行なったというべきである。

以上より、甲社の連帯保証したことは、120条1項違反と
なる。

51 上記利益供与により、Dは本件株主総会における議決権~~の~~
行使の一切をAに委任しており、このため本件決議1にお
いては、Dの代理人Aが賛成票を投~~じ~~ているが、これは
実質的にDの議決権行使が妨げられているといえる。よって
決議方法に法令違反が認めらる。

以上より、決議1は取消される。

2 決議2について、AがCの説明を遮り、直ちに採決に

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

科目名	受験者記入票番号

初めたことが、Cの議案提案権(304条)の侵害に当たるとして、決議方法が著しく不公平(831条1項1号)に当たり取消されると主張する。

11) 株主提案権のうち議案提案権については、具体的な議案について、株主総会が第304条の要件を満たす限り提案できる。そして提案に際しては、Aの解任を提案する理由まで発言することも認めらるれば、当該議案を提案した意義に欠けず。よって、Cの説明を妨げて直ちに採決へと進出したAの行為は、Cの議案提案権を実質的に侵害するものというべきである。

12) もともと、決議については、否決されているが、この場合否決された議案は第三者に対し効力を有しないため、取消対象とならず、罰金は却下されると解される。

13) 以上より、決議1についてのみ取消される。

設問2 21

1 Gに対する請求

20 Cは、847条1項より、Gに対して120条3項に基づく利益の返還を請求することが認められる。

21 (1) 設問1(1)より、Gは「利益の供与を受けた者」(120条3項)に該当する。そして、その額は、事実より仮に甲社が保証金を受けて保証する場合の最低額

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

高等司法研究科

〈令和3年度春夏学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号

60万円が、返還すべき額に相当する。よって、Gは60万円の限度で甲社に返還義務を負うため、Cの請求は認められる。

2 Aに対する請求

(1) Cは、842条1項に基づき、Aの甲社に~~対する~~120条4項の責任および423条1項の責任についての~~請求~~を請求することが認められる。

(2) 120条4項について。

設問2の通り、Aは甲社のGに対する利益供与に関与しており、その供与額は、(1)と同様60万円と認められる。よってAは甲社に対して60万円を支払う義務を負う。

(2) 423条1項について。

Aは取締役であり、任務懈怠の有無が問題となる。この点~~設問2の通り~~設問2の通り、Aの~~連帯保証~~連帯保証を締結した行為は、120条4項に違反する行為であり、このような行為は取締役の忠实義務(355条)に反するため、任務懈怠が認められる。そして、当該行為によって締結した連帯保証契約に基づき内銀行に800万円弁済したとして、800万円の損害が発生している。

以上より、Aは甲社に対し、800万円の賠償責任を負う。

(3) したがって、Cの請求に基づくAに対する請求は、いずれも認められる。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

科目名	受験者記入票番号

設問 3

1 Cは、既に對する譲渡請求は174条の趣旨に反して認められなかったため、Cは175条2項の議決権行使でなければならぬ者に当たらず、Cに議決権行使せずに行われた臨時株主総会は決議方法に法令違反がある~~と主張~~と主張する。

2 174条の趣旨は、譲渡のために定款による譲渡制限により制限を受ける相続による一般承継において、会社にとって好ましくない者が~~株主~~が株主となることを防ぐ点にある。これによれば、~~株主~~ Bは相続により一般承継人であり、形式的には同条の予定する相続人に該当する。しかし、Bは承継前においても株主であったため、趣旨に沿えば、会社にとって好ましくない者が新たに株主となることを防ぐという目的には合致しない。しかるがら形式上同条の適用があり以上、これを否定するのは~~相当でない~~。したがって、Cには同条の適用が認められるため、決議取消の請求は認められず、本件請求の効力は否定されない。

以上